

平成 26 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T Sビル内

(3) 代表者

理事長 上原 明子

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成26年4月17日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月16日 平成26年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月10日	企画提案書作成要項配付
7月14日	企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
7月22日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月24日	経営診断委託
8月11日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月25日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月5日	平成26年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、障害者一人ひとりの人権と意思を尊重し、社会参加の機会の提供と質の高い相談支援を行うことができ、地域とのつながりを大切に、利用者とその家族のより豊かで充実した地域生活を実現するための施設運営が果たされる等の理由により、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が練馬区立大泉障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーやセキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されており、インターネットや携帯電話等の危機管理については、情報セキュリティの最新の動向に対応できる水準に向けた規程を作成する取組がある。

また、各規程に基づき、法人主催の職員研修の実施や所内での職員会議等によ

り積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的開催されている。

(4) 運営実績

都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害福祉事業所を運営しており、障害福祉分野において、他に抜きん出た事業所数（法人直営施設および都区市からの受託施設事業所数 59 か所、グループホーム 126 か所等）を有している。

区内でも、当該施設のほか、貫井福祉園・貫井福祉工房、障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）・谷原あおぞら学童クラブ、石神井町福祉園およびしらゆり荘の指定管理を受託し、実績は十分である。

また、当該施設においては、平成 22 年度の開設時から順調に利用者数を伸ばしているほか、地域交流を図る事業展開等にも努めている。利用者および運営協議会の評価は良好であり、今後も安定した運営を行う能力を有している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人の人事考課制度に基づき評価を行い、より一層の職員能力開発を進めることと、専門性の高い非常勤職員の配置により効率的な運営を進める提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者向けの講座の実施に当たっては、これまでの取組を発展させ、利用者がより自主的・主体的に活動できるよう、内容の充実を図るほか、発達障害者や中途障害者向けの新たな事業展開に向けて、積極的に取り組む姿勢が見られる。

計画相談支援の様々な事例に対して、きめ細やかに対応するとともに、地域の相談支援事業者と相談支援のノウハウや事例の共有等、積極的に連携を図り、地域全体の支援力向上に向けて、地域の相談支援ネットワークの核としての役割を担う意欲が高い。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設安全点検を毎日実施しているほか、様々な状況を想定した危機管理マニュアル等を作成し、職員会議で随時マニュアルの確認や見直しを行う等、危機管理に関する取組がされている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、地域や併設施設の大泉子ども家庭支援センターと連携した施設管理運営を行う提案がある。

災害時の利用者の安全を第一とした対応や、区の防災計画に則り区立施設として、積極的に地域の自主防災組織等と連携を図るように努める提案がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

「利用者からの苦情解決実施要綱」に基づいて、苦情解決第三者委員が支援の様子を観察するなど、利用者への適切な対応に取り組んでいる。

利用者の人権を尊重する職員研修の実施により、職員の意識向上を図るとともに、権利擁護を推進し、利用者の人権尊重を重視している。

(10) 職員の育成

職員個別研修計画を作成し、施設内における研修のほか、法人や区が主催する研修への積極的な参加を推進している。また、法人の要綱に沿った様々な研修に参加することにより、専門的なスキルの向上を図っている。

(11) 団体の理念・姿勢

障害のある人とその家族が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害者が主体性を持ちながら豊かな生活を送ることができるように、利用者の権利擁護と社会参加の支援を行うほか、社会資源の整備や地域社会の貢献に取り組んでいる。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

常勤・非常勤を含めて、職員の6割が区民であり、職員の採用に当たっては、これまでも区民雇用に取り組んできており、今後も地域に精通した区民の雇用を推進する提案がある。

また、物品等の購入については、区内事業者の活用を図っており、今後も区内事業者からの購入を推進していく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

「福祉カレッジ・スクーデリア」事業により、地域の環境や防災活動等を地域住民と協働で実施し、事業修了後も地域活動が継続できるつながりを形成する等、日常の活動を通じて障害の理解促進を図るとともに、地域の中に理解者を増やす取組の提案がある。

職員の手話学習の推進や手話通訳者の派遣、点字による資料提供等、今後も個々の障害特性に合わせた情報、コミュニケーション手段の提供に努める提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画担当係

電 話 03-5984-4602

F A X 03-5984-1215

指定管理者（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の審査結果
（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 多様な障害特性に応じた質の高い相談支援に向けた提案 (2) 障害者の自立した日常生活・社会生活を営むための提案 (3) 障害者の自主的活動・地域活動支援に対する提案 (4) 地域、関係機関、社会資源との連携についての提案 (5) 地域住民への啓発活動やボランティアの育成に対する提案	10点	8点
合 計	100点	77点